

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開いたします。

■株式会社 RE 労働者派遣の実績及びマージン率など

令和 8 年 5 月 1 日時点

拠点名称	株式会社 RE (派 27-305674)
拠点所在地	大崎市北区西天満 1-6-2 西天満サンエイビル 3 階
① 派遣労働者数	0 人 (事業許可取得日時点)
② 派遣先の数	0 事業所
③ 派遣料金 (8 時間当たりの平均額)	0 円
④ 派遣労働者の賃金 (8 時間当たりの平均額)	0 円
⑤ マージン率 (③-④) ÷ ③	0.0%
⑥ 労使協定を締結しているか否かの別等	労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	—
当該労使協定有効期間の終期	—

〈マージン率とは〉

派遣先が人材派遣会社に支払う派遣料金のうち、派遣スタッフへ支払う賃金部分を除いた額の合計を「マージン」、マージンが派遣料金全体に占める割合を「マージン率」と言います。派遣スタッフに支払われる給与を除いたマージンは、すべてが人材派遣会社の利益になるわけではなく、さまざまな費用になります。どのような内訳になるのか、主に以下のようなものがあります。

社会保険料

国によって設けられた保険制度である社会保険です。派遣スタッフの場合、健康保険、介護保険、厚生年金、労災保険、雇用保険という 5 種類の社会保険料 (会社負担分) は、雇用主である人材派遣会社が負担します。その保険料も、マージンの中から支払われています。

有給休暇費用

派遣スタッフが有給休暇を取得する際、派遣先の企業ではなく人材派遣会社がその費用を支払う仕組みになっています。

会社運営経費

人材派遣会社も、事業を運営するにはさまざまな経費がかかります。マージンは、人材派遣会社の運営のためにかかる経費にも充てられています。

教育訓練費

マージンは、派遣スタッフに対する研修など教育訓練のための費用としても使われています。派遣スタッフがスキルアップをし、活躍の場を増やすための経費です。

営業利益

最後に、営業利益です。これまで解説した経費を差し引いて、残ったものが営業利益になります。「一般社団法人日本人材派遣協会」データ | 一般社団法人日本人材派遣協会 (jassa.or.jp) の調査データによると、派遣料金の 1.2% がこれにあたります。

人材派遣のマージン率について理解する

マージン率の計算方法は以下の通りです。

$$\frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣スタッフの賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

マージンの内訳は社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費、教育訓練費、営業利益です。派遣スタッフへの福利厚生や、派遣スタッフのスキルアップのために使用されることもあり、マージン率が低ければいいと一概に言えるものではありません。人材派遣会社を選ぶ際には、提供されている情報を確認し、自社に合った人材派遣会社を総合的に判断することが大切です。

■キャリア形成支援制度に関する事項

・入職時研修

対象	初めて就業する外国人の方
方法	テキスト 「ゲンバの日本語」単語帳 働く外国人のためのことば

内容	働く現場では日本語教材では学習しない言葉が飛び交っています。それらの言葉を厳選し効率よく学べる内容です
時間	3時間
賃金	教育訓練において訓練費用は無償、賃金支給は有給

・入職時研修

対象	全ての就業する方
方法	テキスト 製造場で働くみなさんへ 「安全・健康で働くために」
内容	ヒヤリハット、自己管理など
時間	2時間
賃金	教育訓練において訓練費用は無償、賃金支給は有給

・キャリア研修

対象	1年以上の継続雇用が見込まれる方
方法	テキスト、ウェブ、OJT（現場）研修
内容	ビジネスマナー、コミュニケーション、異文化交流、コンプライアンス研修、PCスキル
時間	年4回、約8時間/年
賃金	教育訓練において訓練費用は無償、賃金支給は有給

・キャリアコンサルタント

窓口	担当者：大島知子 06-6314-6045
----	-----------------------